

落雷被害にあわれた方へ

落雷が原因による故障の証明に必要な書類等について

1 落雷証明・修理伝票等

落雷が原因による故障等を証明することは難しいことから、必ずメーカー等の専門業者に修理依頼を行い、**落雷証明や修理伝票等をメーカー名で発行してもらってください。**

2 落雷証明、修理伝票等に次の事項を記載してください。

(1) 故障原因

落雷が原因であることが直接的又は間接的にわかるよう記載してください。

<例> * 基盤部分に高電流が流れ、基盤が破損したもので落雷が原因と思われる。

(2) 故障箇所

具体的にどの部分が故障したのか記入してください。

(3) 修理の可否

原則として修理が基本であることから、修理が可能かどうか記載してください。

修理可能の場合、修理箇所を具体的に記入してください。

修理不能により買い替えとなる場合、具体的な理由を記載してください。

<例>機種が古く交換部品がすでに製造しておらず修理不能

3 故障箇所の写真

故障箇所の写真を全体写真、故障箇所、拡大写真等、故障原因がわかる写真を添付してください。

4 見積書

落雷事故にあった製品の修理費用又は同等品の購入費用の見積書を添付してください。

5 罹災証明書（火災になった場合）

落雷が原因で火災となった場合は、管轄する消防署の罹災証明書が必要となります。

6 すでに修理済みの場合

故障原因等が現認できない場合、共済金の支払いができない場合があります。

落雷が原因であることが証明できる上記1から4までの書類等をご用意できる場合は、当組合担当者に提出してください。